

スマート農業等導入支援事業実施要領

第1 事業の目的

近年、農業従事者の高齢化や農業後継者の不足が進み、農地を維持・管理するにあたり支障が生じている。そこで、町単位で広域化した集落営農組合やその構成団体が、広大な農地を管理する場合に、スマート農業等を導入することで、農作業を省力化するとともに、効率化することにより、農業のさらなる振興と農地の適切な管理につなげる。

第2 事業対象者

- (1) 市内の集落営農組合
- (2) 市内で農業を営む農業法人

第3 事業内容

広域な農地を整備・管理する際の作業の省力化を目的とする、次に掲げる機械・設備およびヤギの導入を支援する。

- (1) リモコン式自走草刈機や無人草刈ロボット（以下、リモコン式自走草刈機等、という。）
- (2) 多機能型自動給水機および給水栓（以下、水管理システム、という。）
- (3) 除草用ヤギ

第4 成果目標

第2の対象者が実施する事業に対応する以下の項目を、成果目標とする。

(1) 集落営農組合

2年以内に町単位の広域集落営農組合として法人化したか、もしくはすること。または、当該年度内に一定期間耕作されていない農地を新たに1ha以上復元し、管理すること。

(2) 農業法人

2年以内に町単位の広域集落営農組合として法人化する団体の構成員となること。または、当該年度内に一定期間耕作されていない農地を新たに1ha以上復元し、管理すること。

第5 補助率及び補助金の額

事業を実施する場合の補助率及び補助金の額は、予算の範囲内において、次の通りとする。

(1) リモコン式自走草刈機等の導入

補助率は、事業に要する経費の50%以内とし、補助金額は3,300千円を上限とする。ただし、1台あたり1,800千円を上限とする。千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(2) 水管理システムの導入

補助率は、事業に要する経費の50%以内とし、補助金額は2,100千円を上限とする。ただし、水管理システム1台あたり100千円を上限とする。千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(3) 除草用ヤギの導入

補助率は、事業に要する経費の50%以内とし、補助金額は600千円を上限とする。ただし、1頭あたり60千円を上限とする。千円未満の端数は切り捨てるものとする。

第6 事業の実施

- 1 本事業の実施主体は、公募により選定するものとする。
- 2 本事業を実施しようとする者は、次の書類を市長に提出するものとする。
 - ア. 応募申請書（様式第1号）
 - イ. 実施計画書（様式第2号）
- 3 市長は、前項の申請があったときはこれを審査し、当該事業実施計画が適当と認められる場合はこれを承認する。
- 4 市長は、神戸市補助金等の交付に関する規則及び経済観光局農政関係所管補助金等の交付に関する要綱の定めに従い、補助金交付を行うものとする。

第7 導入機械等の管理

事業実施主体は、本事業で導入する農業用機械及び設備について、適正な管理及び効果的な利用に努めるものとする。

第3の(3)除草用ヤギを導入する場合は家畜伝染病予防法等関係法令を遵守するとともに、健康管理には十分留意するものとする。また、周囲を通行中の人や物に障害及び損失を生じさせないようにすること。

第8 事業の実績報告等

1 事業実施主体は、事業の達成状況について、成果目標の属する年度末までに、次の報告書に必要な書類を添えて市長へ報告を行うものとする。

ア. 事業達成状況報告書（様式第3号）

2 市長は、事業実施主体からの事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

3 除草用ヤギを導入した事業実施主体は、報告書の提出義務が生じる期間中に次に掲げる事故等が生じた場合には、遅滞なくその事実を証する書類を添付し、スマート農業等導入支援事業事故報告書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

ア. 除草用ヤギに疾病、死亡、失踪、盗難その他重大な事故があったとき。

イ. その他市長が必要と認めたとき。

4 市長は、事業実施主体に対し、同条1に定める報告以外に、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、提出を求めることができるものとする。

第9 補助金の返還

事業実施主体が、第4の成果目標を達成することができないと認められるとき、又は、神戸市補助金等の交付に関する規則第20条に該当するときは、補助金の全部若しくは一部の返還をさせることができる。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、経済観光局長が別に定める。

附 則 この要領は、令和2年4月1日より施行する。

附 則 この要領は、令和3年4月1日より施行する。